

平成30年度 第4回安城市教育委員会定例会会議録

日 時 平成30年6月28日(木) 午後1時30分

場 所 教育センター 会議室

出席した委員 杉山春記 教育長

加藤滋伸 教育長職務代理者

船尾恭代 委 員

近藤倉生 委 員

伊奈 希 委 員

出席した職員 近藤芳永 教育振興部長

大見 智 生涯学習部長

寺澤正嗣 アンフォーレ管理監

神谷 徹 総務課長

上原就久 学校教育課長

久野晃広 生涯学習課長

名倉建志 スポーツ課長

鈴木栄一 文化振興課長

岡田知之 アンフォーレ課長

永井教彦 保育課長

都築里美 子ども発達支援課長

島田雅仁 総務課課長補佐

傍 聴 者 なし

開 会 午後1時30分

日 程

第 1 前回会議録の承認

平成30年5月10日開催の教育委員会定例会会議録

第 2 教育長等の報告

<教育長>

5月10日 ユースカレッジ開校式

- 1 1 日 市議会臨時会
- 1 2 日 安竜会総会
- 1 3 日 西三河地域子ども会育成連絡協議会総会
- 1 4 日 監査委員辞令交付式
被災地派遣者報告会
西三河教育長会議
西三河地方教育事務協議会
西三河教科用図書採択協議会
- 1 5 日 ふれあいネット連絡協議会
- 1 6 日 全国都市教育長協議会総会・研究大会
(岩手県一関市)
- 1 7 日 全国都市教育長協議会総会・研究大会
(岩手県一関市)
- 1 8 日 全国都市教育長協議会総会・研究大会
(岩手県一関市)
- 1 9 日 体育協会総会
文化財保護委員会
- 2 1 日 現職教育訪問(安城北中学校)
- 2 2 日 愛知県小中学校長会総会
- 2 3 日 作手野外センター開村あいさつ
市民ギャラリー運営委員会
- 2 4 日 幹部会
十日会
スポーツ推進審議会
- 2 5 日 部課長会
研究主任研修会
- 2 6 日 運動会(里町小学校・錦町小学校)
- 2 9 日 愛知県教育委員会連合会理事会
- 6 月 1 日 市議会開会
- 3 日 A W カップ表彰式
- 4 日 市議会一般質問

- 5日 特別支援教育推進協議会総会
- 6日 愛知県市町村教育長協議会代表者会
- 8日 さくら学園体育大会
- 9日 セロテープアート展開会式
安教組女性部学習会
- 11日 市議会議案質疑
- 12日 デンソー高棚製作所見学コース内覧会
- 13日 市議会市民文教常任委員会
西三河地区学校保健連絡協議会総会・理事会
- 14日 安城市教育研究会一斉研修会
- 15日 家庭教育講演会
中学生海外派遣壮行会
- 18日 定例校長会
- 19日 社会教育審議会
- 20日 総合計画審議会
- 21日 市議会閉会
総合教育会議
- 25日 愛知県特別支援教育推進計画検討会議
- 27日 幹部会
子ども発達支援センター視察
社会を明るくする運動推進委員会
安城市の未来を考える講演会
- 28日 部課長会
市政功労者懇談会
教育委員会定例会

以上に出席しました。

第 3 議題

第13号議案 安城市奨学生審査委員会委員の委嘱について

説明：総務課長

内容：安城市奨学金支給条例施行規則第4条の規定に基づき、安城市

奨学生審査委員会委員を委嘱する。

(全員異議なし承認)

第14号議案 安城市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

説明：総務課長

内容：7月17日より、サルビア学園が子ども発達支援センター内に移転し保育を開始することに伴い、安城市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則を制定する。

(全員異議なし承認)

第15号議案 安城市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

説明：学校教育課長

内容：学校教育法の改正に伴い、安城市立学校管理規則の一部を改正する規則を制定する。

(全員異議なし承認)

第16号議案 安城市青少年愛護センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について

説明：生涯学習課長

内容：安城市青少年愛護センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、安城市青少年愛護センター運営委員会委員を解嘱及び委嘱する。

(全員異議なし承認)

第4 承認事項

承認第1号 平成31年度文教施策と予算措置に関する要望事項の提出について

説明：総務課長

内容：平成31年度文教施策と予算措置に関する要望事項を2件、愛知県市町村教育委員会連合会へ提出する。

(全員異議なし承認)

承認第2号 安城市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

説明：学校教育課長

内容：安城市いじめ問題対策連絡協議会条例第2条の規定に基づき、安城市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する。

(全員異議なし承認)

承認第3号 安城市教育センター企画運営委員の委嘱及び解嘱について

説明：学校教育課長

内容：安城市教育センター企画運営委員である安城市小中学校PTA連絡協議会会長に交代があったため、安城市教育センター企画運営委員の解嘱及び委嘱する。

(全員異議なし承認)

承認第4号 安城市養護教諭非常勤講師配置事業実施要綱の一部改正について

説明：学校教育課長

内容：安城市養護教諭非常勤講師配置事業実施要綱を一部改正する。

杉山教育長：県の非常勤講師の賃金についても、2,930円より高いですね。

学校教育課長：結構です。

(全員異議なし承認)

承認第5号 安城市スクールアシスタント配置事業実施要綱の一部改正について

説明：学校教育課長

内容：安城市スクールアシスタント配置事業実施要綱を一部改正する。

近藤委員：今回の金額変更は、公務員の号俸がアップすることと同じ意味であるものですか。または、最低賃金法が改正されることにより上がるものですか。その他で理由があるのであれば教えてほしい。

学校教育課長：最低賃金法の関係であるかは、ここで申し上げる資料を今持ち合わせていません。ただ、安城市の臨時職員の給与は、いろいろなところで同じような仕事をしている方がいて、そういった方たちの目ざろいと、実際にその方の賃金等が妥当かどうか、毎年人事課と協議をさせていただいており、その中で変わってきている

と理解しています。

近藤委員：スクールアシスタントの人たちが団体交渉してきたらどうしますか。また、労使交渉となった場合は、人事課が対処するのですか。

学校教育課長：学校司書の賃金が、昨年度は930円でしたが、今年度から980円になりました。それは、市の職員という面もありますし、他市の学校司書の時給について調べ、その妥当な点がどこか検討した結果であり、それについても毎年人事課と協議を重ねて見直しを行っています。

杉山教育長：人事課に詳しい方、補足があったらどうぞ。

保育課長：20年も前に人事課におりましたので、正しいお答えができるかわかりませんが、賃金の算定にあたりましては、国の人事院勧告があって、毎年公務員の賃金が決定しています。そのベースアップで、10円単位でアップしてもいいようなタイミングがきたところで何年か積み重ね、単価をあげるようなことを、人事課で行っています。労使交渉につきましては、辞令がどこで出ているかということだと思えますが、教育委員会の場合は、教育委員会名で辞令が出ていると思えますので、そこの当局が交渉にあたるということになると思えますが、市で採用したものについては、市の人事課で対応するということになるのではと思います。

(全員異議なし承認)

承認第6号 安城市学校司書配置事業実施要綱の一部改正について

説明：学校教育課長

内容：安城市学校司書配置事業実施要綱を一部改正する。

杉山教育長：930円というのは、研修時ということですね。

学校教育課長：研修をする場合の賃金ということになります。

近藤委員：どうやって決めているのかと思いましたが、上意下達ですね。

加藤職務代理者：スクールアシスタントと学校司書だと、若干学校司書の方が高いんですね。

伊奈委員：でも、スクールアシスタントの時給は1,000円で、研

修時の賃金が930円になったそうですよ。

学校教育課長：補足をさせていただきます。スクールアシスタントというものは、子どもに接するという特質があるものですから、本来ですと、市の臨時職員ということで賃金は910円前後ではありませんが、スクールアシスタントの特質上、時給1,000円で今までやってきております。研修時の時給の話については、そのとおりです。

(全員異議なし承認)

承認第7号 安城市小中学校通級指導教室設置要綱の一部改正について

説明：学校教育課長

内容：安城市小中学校通級指導教室設置要綱の一部を改正する。

杉山教育長：通級指導を受ける子どもたちの数は、トータルでどのくらいですか。

学校教育課長：申し訳ありませんが、確認をしておりません。

杉山教育長：通級指導については、年々増加をしているというのは事実であり、大変ニーズが高いものです。今回、初めて中学校にできるということであるため、今後見守っていきたいという風に思っています。

(全員異議なし承認)

承認第8号 安城市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の制定について

説明：学校教育課長

内容：安城市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱を制定する。

杉山教育長：実施要項そのものの説明は、今行っていただきましたが、現時点での部活動指導員に関わる実情をお話しできる範囲でお願いします。

学校教育課長：この要綱をもとに、各中学校には、人材の選定や調査を行っています。現在のところ、明祥中学校において、「野球」「ソフトテニス」「卓球」の3つの種目に該当する人材がいると、校長から申し出を受けています。他の中学校については、現在、様々な状況を見て探しているところだと伺っています。

杉山教育長：今日、これで承認を受けて、早くていつごろからスタートできそうですか。

学校教育課長：この要綱を承認事項としており、施行については6月1日ということですので、これから支所予選の時期になるため、それに向けて実施ができるという状況であります。

杉山教育長：初めての制度化であります、いかかでしょうか。

船尾委員：これは、対外的な試合に行ったりするときについても、この方が行うということですか。

学校教育課長：これまでは、外部指導者やコーチで、技術的な面だけを指導してくださった方はたくさんいました。部活動指導員というのは、部活動や試合等も、この方一人で、教員がいなくてもやっていただける方という意味で、臨時職員として雇用するというかたちです。

杉山教育長：監督業務を兼ねるということですか。

学校教育課長：監督指導すべて、中学校の顧問と同じとさせていただいて結構です。

近藤委員：この要綱を見ると、任期が6か月以内となっており、個人的な感想としては短いのではないかと思います。第5条のところの「指導員の勤務時間は、1週間につき1日かつ4時間以内」というのは、1週間のうちの1日を使った中で、4時間しかこの職務に従事することができないという規定になっているのでしょうか。それで間に合うのでしょうか。

学校教育課長：半年は短いのではないかと、ということですが、基本的には、現在も継続的に指導していただいている方でありまして、6か月というのは雇用の関係で、6か月以上が臨時職員としては雇えないため、基本が前提となっていると考えています。

次に、週に1日でもいいのかというお話であります、中学校の部活動について、現状としては、月曜日から金曜日の平日については、現実的に、教員が見る以外はないと思っています。そして、土曜日・日曜日については、この部活動指導員の力を借りて、教職員の負担も少しは軽くしていきたいという思いでありますので、スター

トとしてはこのような記述で実証していきたいと考えています。

近藤委員：そういうことだとすると第2条第2項の「任期6か月とする。ただしやむを得ない場合には」の「やむを得ない場合」という言葉が少しひっかかります。ポジティブな書きの方がよろしいのではないのでしょうか。また、最初だから、勤務時間はこういう風に言うておいて、将来的には拡充していくという考え方があるんじゃないか。

学校教育課長：書き方の問題については、法規係と検討した結果、このようになっているため、文言については変更できかねます。将来的な部分については、これがそういう体制づくりの第一歩になればいいと考え、今後については、現状を見ながら、拡充をしていくということも視野には入れています。

近藤委員：わかりました。

加藤職務代理者：勤務時間について、土曜日・日曜日で試合等引率しに行くと、4時間では収まらない場合というのはどうなるんですか。

学校教育課長：今のところ、手当てとしては、たとえばおかしいですが、お支払いするものについては、この要綱に従い、お支払いをしていきます。

杉山教育長：その他いかがでしょうか。初の試みでありますので、何なりとどうぞ。

(全員異議なし承認)

承認第9号 院内学級変更に伴う院内学級就学要領の一部改正について

説明：学校教育課長

内容：院内学級変更に伴い、院内学級就学要領の一部を改正する。

杉山教育長：何十年も安城中部小学校で院内学級を設置しておりましたが、今回この機会にということで、更生病院の学区である祥南小学校へ院内学級を移籍するという形で対処させていただこうと思っております。

(全員異議なし承認)

承認第10号 安城市青少年愛護センター青少年街頭指導委員の解嘱及び委嘱について

説明：生涯学習課長

内容：第3回教育委員会定例会の議案で承認を受けたものであるが、議案資料に漏れがあったため、漏れていた1名について追加で承認をお願いする。

(全員異議なし承認)

承認第11号 工事請負契約の締結について

説明：スポーツ課長

内容：安城市レジャープール非構造部材等耐震化及び保全改修主体工事について、株式会社ナルセコーポレーションと契約締結する。

スポーツ課長：主体が抜けていたので、資料に訂正をお願いします。

加藤職務代理者：契約の目的のところですね。

スポーツ課長：そちらに「主体」を追加し、「主体工事」としてください。

加藤職務代理者：それが主の、ということですか。

杉山教育長：ざっくりで結構ですので、改修後、見た目はどんな感じに変わるのかわかりますか。

スポーツ課長：外観につきましては、そのままになります。内部につきましては、特定天井と言われるプールの天井ですね。今の重たいものがありますので、それをとりまして、軽量化した天井に付け替えます。あと、大きく利用者の方で変わるのが、床になります。床が老朽化して滑りやすくなってきておりますので、床を全面塗り替えということになります。タイルにつきましては、浮いている部分の検査をして、浮いている部分には接着剤をつけて落ちてこないようにさせていただきます。入口入ったところにタイルでできている壁画があるのですが、一気に落ちてこないように、前に透明な板を貼りまして、利用者の方へ一気に落ちてこないようなことをやっていきます。

杉山教育長：聞き逃しましたが、閉館日は9月3日からいつまでですか。

スポーツ課長：夏休みに入る前の金曜日にオープンしたいということで考えております。あくまで工事が6月までかかりまして、検査等

もあって、また、1年近く機械も止めますので、その開始したときの不具合等の状況にもよりますが、現段階では、7月18日にオープンしたいと思っています。

杉山教育長：多くの方が夏休み中の利用を考えていると思いますので、ぜひご尽力ください。

(全員異議なし承認)

承認第12号 平成30、31年度安城市スポーツ推進委員の委嘱について(追加)

説明：スポーツ課長

内容：4月5日の教育委員会定例会で承認されていたが、今回、欠員となっていた3地区のうち2地区の町内会から推薦いただいたので、この2名について承認をお願いします。。

(全員異議なし承認)

承認第13号 安城市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について

説明：スポーツ課長

内容：安城市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱をするもの。

(全員異議なし承認)

承認第14号 安城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

説明：保育課長

内容：安城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を一部改正するもの。

(全員異議なし承認)

第5 報告事項

報告第1号 公財)安城市学校給食協会の経営状況について

報告第2号 第38回安城市民大学(ファミリー向け)の開催について

報告第3号 第39回安城選手権大会夏季水泳競技会の開催について

報告第4号 スポーツ指導者養成講習会の開催について

報告第5号 特別展「人形師 辻村寿三郎」の開催について

報告第6号 平成30年度第1回安城市博物館協議会の開催結果について

て

報告第7号 平成30年度第1回安城市文化財保護委員会の開催結果について

報告第8号 平成30年度第1回安城市民ギャラリー運営委員会の開催結果について

報告第9号 子ども発達支援センターあんステップ🎵開所式典及び内覧会について

報告第10号 安城市保育園・幼稚園運営方針について

報告第11号 平成30年度6月議会の一般質問について

文化振興課長：報告第5号について、補足説明

スポーツ課長：報告第4号について、補足説明

生涯学習課長：報告第2号について、補足説明

教育振興部長：報告第11号について、補足説明

子ども発達支援課長：報告第9号について、補足説明

保育課長：報告第10号について、補足説明

報告第2号

船尾委員：ファミリー向けというのは初めてだと思うのですが、今どのくらい売れているのですか。

生涯学習課長：6月上旬ごろの話ですが、450枚程度ということですよ。指定管理者は、これからさらに頑張っていくとっております。

船尾委員：子どもたちにはらんま先生は人気のあるものですよ。知っている人は行きたい人が多いかなと思います。そのあたりの広報とかはどのように行っているのですか。

生涯学習課長：広報あんじょうにはすでに掲載済みで、チラシも各施設に配布していますが、夏休みの初日の辺りということで、意外と人が集まりにくいということもあるというような話も聞いています。チケット販売については、指定管理者も熟達しており、何か秘策があるようですので、これから頑張りますから大丈夫ですとっております。ただ、満員は難しいかなと思います。600人・700人

いけば御の字かなというところですか。これからどうなるかな、というところですか。

報告第10号

近藤委員：利用者負担額一覧表の中の所得割額とはどういうものですか。その世帯の市民税の所得割分という意味ですか。

保育課長：そのとおりです。

船尾委員：幼稚園の子どもと保育園の子どもとが同じクラスにいるという場合、先生の勤務はどういう風が変わっていきますか。

保育課長：今、保育園の場合は、早番の先生がいて、早くから子どもたちの受け入れを行って、その後、担任に子どもを渡して、延長になったら延長のパートさんがつくという感じですか。認定こども園につきましても、基本、保育園の開園時間を持ちますので、早番の先生と延長の先生は、臨時さんがくっつきます。基本、クラスの時間は午前9時からとなりますので、そこからはクラス活動が始まりますが、基本、保育士は午前8時30分には来ますので、そこから子どもたちとの関わり合いはスタートで、子どもが帰る午後4時30分までは担任がつくというイメージでありますので、今、幼稚園に通っているお母さんからしても、担任がその間しっかり見るという点では、特に差異はないと思っています。

船尾委員：それによって先生方の負担が増えるとか、そういうことはないですか。

保育課長：むしろ幼稚園の先生は、子どものいる時間は午後2時30分までですが、学校と一緒に、1クラスに1人しかいません。その負担がかなり大きく、自分のクラスは自分で見なければいけないため、有給休暇も普通の時では取れないような状況が、幼稚園の先生にはあります。一方、保育園は週休やお休みをとるためのパートさんもついていたりして、むしろ体制的には充実しています。今度子ども園になることで、体制を保育園側に寄せるということになりますので、保育士の負担が増えるということはないと思っています。

船尾委員：担任の先生が1人ではなくて複数人になるということですか。

保育課長：そこの基準は、クラスの人数によって変わってきます。

船尾委員：やっぱり、子ども園に変わることによって、子どもたちもそうですが、先生方が忙しくて余計無理をする、ということがないようになるといいなと思います。

加藤職務代理者：具体的にそれぞれの幼稚園の先生、保育園の先生から問題点等出ていますか。

保育課長：勤務体制もそうですが、子ども中心に考えてみれば、幼稚園1号で入る子どもは、預かりがなければ午後2時30分に降園します。一方、保育園の子どもは、午後4時30分が降園なので、午後2時30分の時点では、まだ残ります。同じクラスの中に、早く帰ってしまう子どもとまだ残っている子どもがいるということが、子どもにとってどうなのかということがあったりします。

もう1点は、園行事の関係で、公立の幼稚園の場合においても、PTAのお母さんたちはすごく一生懸命やってくださって、園行事もPTA主催でやるものがたくさんあります。一方、保育園については、働いてみえるということが前提の中での活動であるので、行事数も幼稚園よりは若干絞っている、絞らざるを得ない状況です。そうした中で、働いているお母さんと働いていないお母さんが一緒に会を作って運営していくということになったとき、幼稚園1号で入っているお母さんにばかり役員が回ってきてしまうのではないかと、今やっている園行事をどうするかというような課題があると、今の保育士の検討会の中で挙がっています。

加藤職務代理者：やりながら調整ということですよ。

保育課長：そうなんです。この子ども園に移行して、2号の保育園の子が一気に増えるかというところでもないと思います。最初のうちは幼稚園で、次第に2号の子が増えてくるということを想定しています。様子を見ながら、徐々に変えながら、現場で調整をしていくということしかないのかな、と考えております。

近藤委員：これからやっていかなければわからないものですので、断定的なことは全く言えませんが、1号や2号というものは、途中で変えられますか。今までは幼稚園1号で入っていた人が、いやお金

を出すから2号にしてくださいと言えば、途中で変われるようなものですか。そうやって考えると、私は、みんな保育園型になってしまうような気がします。1号と2号と教育プロセスは同じですよ。幼稚園も保育園もないわけですから、そこが変わらなくて、保育園の子どもが午後4時30分までいなくてはいけないという義務は小学校と違ってないので、「この日は午後4時に帰りたい」「この日は午後2時に帰りたい」というのは自由ですから、どう見たって保育園型の方が、利用価値が高い気がします。段階的に2号の子どもが増えると言っても、突然2号の子どもが増えるということもあるのではないかという気がします、やってみないとわかりませんね。

伊奈委員：保護者から見て、1号の幼稚園の魅力が感じられないというのがあります。今、私立の補助金がどんどん上がってきており、公立の幼稚園が値上がりしてしまうのであれば、公私であまり格差がなくなってきている上に、幼稚園でやっていただく内容の格差はだいぶ出てきてしまうようであったら、公立の幼稚園の魅力というのが保護者に伝わらない気がします。私立の幼稚園は、英語、プール、太鼓を実施等うたっていますので、塾ではないですけれども、それを見込んで多少の金額ならと思って通わせている親御さんが多いと思いますので、そこが公私の幼稚園で値段的にも変わらないようになったら、公立の幼稚園に行かせる理由というものがあまり見えてこない気がするんですが、その点はどうか。近藤先生がおっしゃるように、みなさん2号になってしまうのでは、という気がします。

保育課長：幼児教育の無償化という話があり、公立幼稚園の良さというものを市民の方がどこに見ているかと言うと安さなんではないでしょうか。

伊奈委員：安さですかね。公立の幼稚園もとても魅力はありましたが、残念ながら、私は子どもにいろいろな体験をさせたいという思いで私立の幼稚園に入れてしまいました。あとは、時間ですね。幼稚園の場合、早い時間に帰ってきてしまうのと、公立の初年度の4月、年少さんは早く帰ってくる期間がすごく長いですよ。そこがネックだという人も多いと思います。その点はどうなりますか。その点

もかわらないのでしょうか。

保育課長：まだ細かいところまでは詰めておりませんが、基本は保育園に寄せる、その利用者の利便性が高まるという方向で調整しています。

伊奈委員：そうすると、だいぶ違うかもしれないですね。

保育課長：近藤委員がおっしゃった、2号の子ばかりになってしまうのでは、ということですが、「2号になって働いてください」というのが国の政策です。「お母さんたちも働いて、経済活動に貢献してくださいよ」というのが国の政策なので、幼児教育も無償化します。当然、無料なら長く預かってもらった方がいいじゃないの、という心理が働いてきますので、最初1号で入っていても、途中で働き出して2号に切り替わるという方は、おそらく増えてくると思います。そうやって、1号の需要がなくなる、後々は無料になってしまうんでしょうけど、今の段階だと、私立幼稚園と公立幼稚園と差がありません。その中で2号を選択するという方が恐らく増えてくると思いますので、1号がなくなったときには、定員は残すものの、ほとんど2号の園になってしまうというのが現状ではないのかなという推測はしています。ただ、それほどこの段階でそうなるかというのはまだ見えてこないもので、今の段階では申し上げにくいです。

加藤職務代理者：認定は、いつくらいから始まるのですか。それとももう順次受け付けを行っているのですか。

保育課長：平成27年度から認定制度が始まっています、今幼稚園に通っている子どもたちも、すでに1号の認定を受けています。保育園に通っている子は2号の認定を受けています。それは、保育園や幼稚園に入園するときに随時認定をするということで、両親の就労の状況に応じて、1号か2号か認定するということになります。

船尾委員：子どもたちの発達のための教育であったり、ケアであったりとかそういうことは、本当にちゃんとやってほしいなと思っています。親の問題もですが、この子ども園になったことで、子どもたちがより楽しく生活が送れるようになればいいかなという気がします。

保育課長：はい。

杉山教育長：ありがとうございました。いろいろご心配の声もいただいておりますので、今後、施策展開の中で解消できることを期待しております。

第 6 その他

総務課長：次回は教育委員会臨時会を7月19日（木）午後3時30分から安城市教育センターで開催。また、教育委員会定例会を7月26日（木）午後1時30分から歴史博物館講座室で開催。

閉 会 午後3時5分